

# 道からの報告の求めに応じなかった事業者

令和5年（2023年）8月30日  
北海道環境生活部くらし安全局消費者安全課

道内の消費者に対して、排雪事業等を行う事業者が、北海道消費生活条例第50条第1項の規定に基づく報告の求めに応じなかったことから、その事業者名等を公表します。

## 1 経緯

道では、消費者からの苦情が寄せられている排雪事業等を行う事業者に対して、北海道消費生活条例（平成11年北海道条例第43号。以下「条例」という。）第50条第1項に基づき、令和5年（2023年）7月4日付けで同年7月18日を期限として報告を求めたが、事業者からは期限までに報告がなかった。

このことから、事業者が道からの報告の求めに応じなかった旨のほか、事業者の概要、報告を求めた事項及び消費者苦情相談の概要を公表する。

## 2 公表する根拠

条例第51条第1項

## 3 事業者の概要

- |          |  |
|----------|--|
| (1) 事業者名 | 「アクアすまいる」こと山内 <sup>やまうち まみ</sup> 真美（個人事業者） |
| (2) 所在地  | 札幌市白石区東札幌2条5丁目                             |
| (3) 業態   | 排雪事業、住宅塗装事業、排水設備工事事業                       |

## 4 事業者に報告を求めた事項

- 事業の概要（名称、所在地、法人格の有無、組織の概要など）
- 契約の内容等（契約書の記載内容、条例に基づく内容の遵守状況など）

## 5 道内における消費者苦情相談の概要

消費者との排雪サービス契約の履行に際し、「約束した日に来ない」、「排雪が契約どおりに実施されない」、「電話をしても繋がらない」、「メールをしても返事がない」等といった苦情相談があります。

お問い合わせ先  
北海道環境生活部くらし安全局消費者安全課  
取引適正化係  
電話 011-204-5213

○北海道消費生活条例（平成 11 年北海道条例第 43 号）

（不当な取引方法の禁止）

第 16 条 事業者は、消費者との間で行う取引に関し、次の各号のいずれかに該当する行為であつて規則で定めるもの（以下「不当な取引方法」という。）を行ってはならない。

（7） 契約に基づく債務の完全な履行がない旨の消費者からの苦情を適切に処理せず、当該履行を不当に拒否し、若しくは遅延させ、又は継続的取引において、正当な理由なく取引条件を一方的に変更し、若しくは消費者への事前の通知をすることなく債務の履行を中止すること。

（不当な取引方法による被害の防止）

第 17 条 知事は、不当な取引方法が用いられている疑いがあると認められるときは、速やかにその取引の実態等につき必要な調査を行うものとする。

（立入調査等）

第 50 条 知事は、第 9 条、第 15 条、第 15 条の 2、第 17 条、第 19 条及び第 20 条の規定の施行に必要な限度において、事業者その他当該事業者と密接な関係を有するものとして規則で定めるもの（以下この項において「事業者等」という。）に対し、その業務に関して報告若しくは資料の提出を求め、又はその職員に、当該事業者等の営業所、事務所等に立ち入り、書類その他の物件を調査させ、若しくは当該事業者等の関係者に質問させることができる。

（公表）

第 51 条 知事は、第 9 条第 3 項、第 15 条第 2 項、第 15 条の 2 第 3 項、第 17 条第 3 項、第 19 条第 2 項若しくは第 20 条第 2 項の規定による勧告に従わない者、第 48 条に規定する出席の要求を正当な理由がなく拒み、若しくは資料の提出をしなかった者又は前条第 1 項の規定による報告若しくは資料の提出をせず、立入調査を拒み、若しくは質問に対し答弁しなかったものがあるときは、その旨を公表することができる。